

地方公共団体における 業務継続性確保のための 非常用電源に関する 調査結果

防災課

1 調査の趣旨等

大規模災害が発生した際、地方公共団体は災害対応の主体として重要な役割を担うこととなりますが、過去の災害を振り返ると、庁舎の停電により災害応急対策に支障が生じる事例が見受けられました。そのため、地方公共団体における業務継続性確保のため非常用電源を確保しておくことが極めて重要です。

消防庁では、地方公共団体の災害対策本部が設置される庁舎における非常用電源の確保状況を把握するため、本調査を毎年実施しており、この度、令和6年度の状況について調査結果を取りまとめました。

2 調査結果の概要

市町村（特別区を含む。以下同じ。）における調査結果の概要

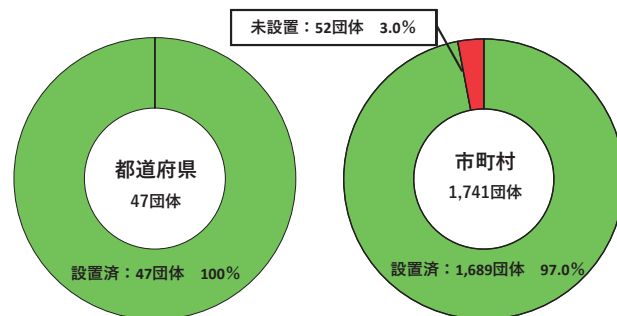
- 設置済団体数は、前回調査から13団体増加し市町村で1,689団体となった。
- 着実に整備が進んでいるものの、災害時の業務継続性の確保の観点から、稼働時間72時間以上の確保や、水害対策など一層の機能強化の取組みが求められる。

3 調査結果の詳細

(1) 非常用電源の設置状況

非常用電源の設置状況をみると、設置している団体は、以下のとおりとなります。

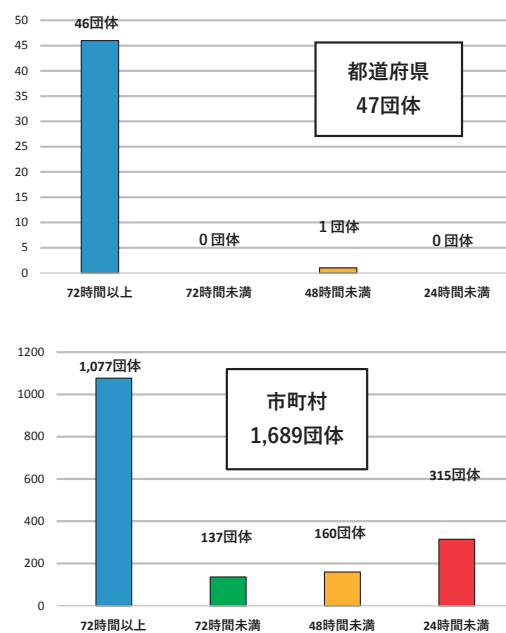
- 都道府県：47団体(100%)（前年比±0団体）
- 市町村：1,689団体(97.0%)（前年比+13団体）



(2) 非常用電源の使用可能時間

非常用電源の使用可能時間をみると、非常用電源を設置済の団体（都道府県47団体、市町村1,689団体）のうち、使用可能時間が72時間以上の団体は以下のとおりとなります。

- 都道府県：46団体（97.9%）
- 市町村：1,077団体（63.8%）

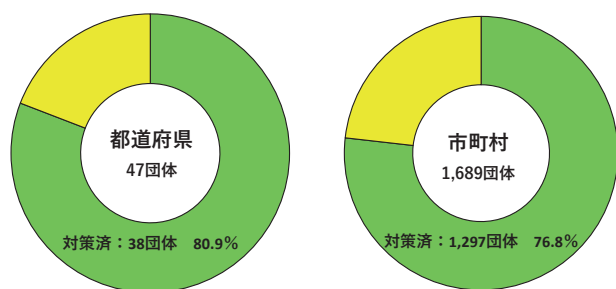


(3) 非常用電源の災害対策状況

ア 水害対策

非常用電源を設置済の都道府県及び市町村における水害対策の実施状況は以下のとおりとなります。

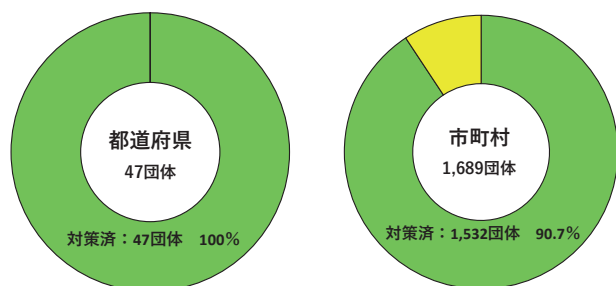
- 都道府県：38団体（80.9%）
- 市町村：1,297団体（76.8%）



イ 地震対策

非常用電源を設置済の都道府県及び市町村における地震対策の実施状況は以下のとおりとなります

- 都道府県：47団体（100%）
- 市町村：1,532団体（90.7%）



<参考>調査の概要

- (1) 調査対象
都道府県47団体及び市町村1,741団体
- (2) 調査基準日
令和6年4月1日
- (3) 調査内容
 - 非常用電源の設置状況
 - 非常用電源の水害・地震対策
 - 非常用電源の使用可能時間 等

4 調査結果を受けて

消防庁では、調査結果を踏まえ「地方公共団体の業務継続性確保のための非常用電源の整備について」（令和7年4月25日付け消防災第70号）により、以下について各地方公共団体に通知したほか、地方公共団体職員を対象とした研修等を通じ、以下の事項について依頼を行っているところです。

今後も、災害対策本部が設置される庁舎における非常用電源の整備を促進してまいります。

(1) 非常用電源の設置について

災害対策本部が設置される庁舎においては、災害発生時等に備え、早急に整備を図ること。

(2) 非常用電源の稼働時間について

国の「防災基本計画」（令和6年6月）に基づき、大規模な災害が発生した場合には物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識のもと、最低72時間は稼働できるよう、あらかじめ燃料等を備蓄しておくこと。

また、停電の長期化に備え、1週間程度は災害対応に支障が生じないように準備することが望ましく、その際、軽油、重油等の燃料の備蓄量等は、消防法、建築基準法等により制限される場合もあるため、あらかじめ燃料販売事業者等との優先供給に関する協定の締結を進めること。

(3) 非常用電源の水害や地震の備えについて

災害による停電時にあっても確実に非常用電源を稼働させるため、浸水想定深より上部への設置や転倒防止の措置など、水害や地震に備えた対策を行うこと。

なお、災害対策本部設置庁舎が、水防法に基づき指定された浸水想定区域外である場合、非常用電源の水害対策に関する検討を速やかに行い、これに基づく対応を進めること。

(4) 教育・訓練等の実施について

業務継続計画等の実行性を確保し高めていくため、教育や訓練の計画等を策定し、職員等に対する非常用電源の教育・訓練を着実に実施すること。

継続的な教育・訓練等を実施し、災害時の非常用電源の確実な起動体制を確保すること。

(5) 緊急防災・減災事業債の活用について

非常用電源の整備や機能強化（浸水対策・地震対策、非常用電源の出力の向上、稼働時間延長のための燃料タンクの増設等）に要する経費については、緊急防災・減災事業債の対象となることから、早急に実施すること。

<地方公共団体における業務継続性確保のための非常用電源に関する調査結果（令和7年4月）リンク先>

<https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/2025/>

問合せ先

消防庁国民保護・防災部防災課
TEL: 03-5253-7525